

令和7年第1回安城市議会臨時会

議案書

(令和7年5月12日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
承認第1号	専決処分について（安城市税条例の一部を改正する条例）	1
承認第2号	専決処分について（安城市都市計画税条例の一部を改正する条例）	5
第51号議案	令和7年度安城市一般会計補正予算（第1号）について	別冊
第52号議案	工事請負契約の締結について（市民ギャラリー空調設備更新工事）【説明書参照】	7
第53号議案	工事請負契約の締結について（明祥中学校エレベーター棟増築ほか主体及び校舎保全改修工事）【説明書参照】	9
第54号議案	工事請負契約の締結について（安城市総合運動公園園路等改修工事その1（週休2日））【説明書参照】	11
第55号議案	工事請負契約の締結について（安城市総合運動公園園路等改修工事その2（週休2日））【説明書参照】	13
第56号議案	工事協定の締結について（西尾線 新安城～北安城駅間 北安城10号踏切道付近暫定踏切道整備）	15
報告第2号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	17
同意第2号	監査委員の選任について【説明書参照】	19

承認第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年5月12日提出

安城市長 三星元人

安城市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

安城市長 三星元人

安城市条例第30号

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第75条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

第80条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 改正後の安城市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 新条例第75条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年5月12日提出

安城市長 三星元人

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

安城市長 三星元人

安城市条例第31号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。
附則第15項中「第34項」を「第33項」に、「第45項」を「第44項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第52号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年5月12日提出

安城市長 三星元人

記

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 市民ギャラリー空調設備更新工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市安城町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 空調設備 中央監視装置 空調熱源設備 |
| 4 契約金額 | 金244,200,000円 |
| 5 契約の相手方 | 安城市高木町下屋敷2番地
株式会社三幸
代表取締役 酒井義秋 |
| 6 契約の方法 | 総合評価方式による条件付一般競争入札 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第53号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年5月12日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 契約の目的 明祥中学校エレベーター棟増築ほか主体及び校舎保全改修
工事
- 2 工事の場所 安城市東端町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建
 - (2) 内容
 - ア エレベーター棟増築
 - イ 外部保全改修 外壁 建具ほか
 - ウ 外構改修 駐輪場 駐車場ほか
 - エ 技術科棟改修
- 4 契約金額 金250,800,000円
- 5 契約の相手方 安城市三河安城南町一丁目11番地10
植村産業株式会社
代表取締役 植村真一
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第54号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年5月12日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 契約の目的 安城市総合運動公園園路等改修工事その1（週休2日）
- 2 工事の場所 安城市新田町地内ほか
- 3 契約工事の概要
 - (1) 内容 園路、駐車場、ランニングコース及び地下通路舗装
 - (2) 面積 園路舗装 3,979.6平方メートル
駐車場舗装 3,834.9平方メートル
ランニングコース舗装 1,780.7平方メートル
地下通路舗装 452.8平方メートル
- 4 契約金額 金188,650,000円
- 5 契約の相手方 安城市大東町23番33号
西三建設株式会社
代表取締役 成瀬徳芳
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第55号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年5月12日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 契約の目的 安城市総合運動公園園路等改修工事その2（週休2日）
- 2 工事の場所 安城市新田町地内ほか
- 3 契約工事の概要
 - (1) 内容 園路及び駐車場舗装
 - (2) 面積 園路舗装 10,160.5平方メートル
駐車場舗装 5,600.9平方メートル
- 4 契約金額 金212,300,000円
- 5 契約の相手方 安城市池浦町池西108番地
株式会社クサカ
代表取締役 日下成人
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第56号議案

工事協定の締結について

次のとおり工事協定を締結するものとする。

令和7年5月12日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 協定の目的 西尾線 新安城～北安城駅間 北安城10号踏切道付近暫定踏切道整備
- 2 工事の場所 安城市池浦町地内
- 3 工事の概要
 - (1) 工事内容 暫定踏切道の整備
 - (2) 業務内容 施工及び監理
- 4 協定の金額 金220,130,000円
- 5 協定の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社
代表取締役社長 高崎裕樹
- 6 協定の方法 随意

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月12日提出

安城市長 三星元人

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額 | 金18,345円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和6年10月30日 午前10時30分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市末広町地内 |
| (3) 経過 | 上記地内の市有地に隣接する市道において、歩道を自転車で走行中の相手方が、歩行者を避けるため当該市有地側に寄ったところ、当該市有地の境界付近に設置されていた鉄の棒に接触し、転倒したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 両膝の挫創 |
| 4 過失割合 | 安城市50パーセント 相手方50パーセント |

令和7年3月26日専決

安城市長 三星 元 人

同意第2号

監査委員の選任について

令和7年5月11日をもって監査委員法福洋子が辞職したので、後任として次の者を選任したい。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年5月12日提出

安城市長 三星元人

記

安城市小川町 住所地番非公表

大 屋 明 仁

生年月日非公表